



再生利用事業登録証明書

令和元年5月31日

岐阜県可児市下恵土233番地1

株式会社橋本

代表取締役 橋本 和彦

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項の登録を受けた事業場であることを証する。

東海農政局長 幸田 淳



中部地方環境事務所長 秀田 智彦



登録番号	21 - 3 - 1	登録年月日	令和元年5月31日
登録の有効期限	令和6年3月30日		
再生利用事業の内容	飼料化事業		
再生利用事業を行う事業場の所在地	岐阜県関市尾太町41番、44番2 岐阜県関市下有知字未洞5560番8		
再生利用事業を行う事業場の名称	株式会社橋本 関工場（関エコフィールドセンター）		